（参考様式）

【三者覚書用】

浄化槽設置工事に関する覚書

第1条　発注者　　　　　　　　　　　　と請負業者　　　　　　　　　　　　　　が締結する建築工事

の内、浄化槽工事業者　　　　　　　　　　　　が行う浄化槽の設置工事に関し、覚書を取り交わし、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条　この覚書は、次に掲げる工事に適用される。

(1)工事の場所

(2)工事の期間　　　原契約による。

(3)設置浄化槽　　　　　　　　　　　　　　　型

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合するところの、別添図面及び仕様書に係る浄化槽

(4)建築工事の内、浄化槽設置工事の請負代金　　　原契約による。

第3条　請負業者はこの覚書に係る工事を、浄化槽工事業者に実施させるものとし、浄化槽法第29条第3項

に従い、浄化槽工事業者の浄化槽設備士　　　　　　　　に実地に監督させる。

第4条　請負業者及び浄化槽工事業者はこの覚書と浄化槽の構造を示した添付の仕様書及び図面に基づき、前条の期間内に工事を完成して目的物を発注者に引き渡すものとする。

第5条　浄化槽工事業者は、本工事の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、

又は請け負わせてはならない。

第6条　浄化槽工事業者は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び富士市が定める施工上の基準に従って工事を行わなければならない。

第7条　発注者は、工事が本覚書又は第6条に定める基準に適合しないと認めるときは、請負業者に対し、

相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2　発注者は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、本工事について改善の指摘を受けた場合は、請負業者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3　前項に定める請求は、本工事についての改善の指摘が発注者の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第8条　受注者は、工事を完了したときは設計図書及び富士市浄化槽施工基準通り実施されていることを確認する。

第9条　受注者は、富士市浄化槽設置費補助金交付要綱により、所定の期間内に、所定の書類及び写真を発注者に提出するとともに富士市浄化槽担当課に提出する。

第10条　次の各号の1に該当するときは、発注者又は請負業者は催告その他何等の手続きを要せず本工事を中止することができる。

(1)浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

(2)工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2　前項により、本工事が中止された場合は、請負業者は工事の履行のために請負業者において要した費用及び請負業者において発注者のために既に支出した立替金を発注者に請求することができる。

第11条　この覚書に定めがない事項については、必要に応じて、発注者及び請負業者の協議の上定めることとする。

　　以上につき、本書3通を作成し、当事者署名又は記名押印の上各自1通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　発　　注　　者　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

請　負　業　者　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽工事業者　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(浄化槽工事業者登録番号又は届出番号:　　　　　　　　　　　　　　　　　)